

つくば国際短期大学
2024（令和6）年4月1日

感染症（新型コロナウイルス等）に関する対応について

1. 日常生活での対応

(1) マスクの着脱については、個人の判断に委ねる。

- ①マスクが必要と判断される状況に備えて、常時マスクを携帯する。
- ②状況によっては、マスクの着用を求める場合がある。

- (2) 混雑した場所（通学時の電車やバスなどを含む）では、マスク着用を推奨する。
- (3) 医療機関内、高齢者への配慮が必要な場所では、マスク着用を推奨する。
- (4) マスクを外して会話する場合は、間隔の確保や大声にならないように努める。
- (5) 手洗いや手指のアルコール消毒などに努める。
- (6) 室内などは換気に努める。

2. 日々、健康管理に努める。

■免疫力を落とさないために心掛ける点

- ・規則正しく食べる ・規則正しくしっかり睡眠をとる ・適度に運動を行う
- ・疲労をためない など

3. 発熱や風邪などの症状がある場合は、医療機関を受診するか、または自宅療養する。

- ①医療機関において、学校保健安全法が定める感染症と診断された場合は「出席停止」となる。
 - ・担任へ連絡する。（→担任は所定の用紙に聴取内容を記録し、総務課長へ提出）
 - ・出校可など諸々の判断は、受診した医師の指示に従う。
 - ・出校した際には、受診時の領収書か処方箋などのコピーを提出する。
- ②「有症状者、陽性者、同居家族が陽性」の人は、通院などで外出するときはマスク着用を推奨する。

4. 実習に関しては、以下（別紙）を参照する。

《 実習関連 》

「学校保健安全法が定める感染症の疑いがある、または感染症と診断された場合の対応について」